

# 第二次御嵩町人権施策推進指針

令和5年3月

御嵩町



## 目 次

### 第1章 指針の改定にあたって

|            |   |
|------------|---|
| 1 指針改定の背景  | 1 |
| （1） 国際的な動向 | 1 |
| （2） 国の取り組み | 2 |
| （3） 県の取り組み | 3 |
| 2 指針策定の趣旨  | 3 |
| 3 指針の理念    | 3 |
| 4 指針の位置付け  | 4 |
| 5 指針の推進体制  | 4 |
| 6 指針の推進期間  | 4 |

### 第2章 現状と課題

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 御嵩町の現状               | 5 |
| 2 御嵩町人権に関する住民意識調査からの課題 | 6 |

### 第3章 指針の基本的な方向

|        |    |
|--------|----|
| 1 人権教育 | 21 |
| 2 人権啓発 | 22 |

### 第4章 分野別施策の推進

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 女性の人権              | 23 |
| 2 子どもの人権             | 24 |
| 3 高齢者の人権             | 26 |
| 4 障がい者の人権            | 28 |
| 5 同和問題               | 30 |
| 6 外国人の人権             | 31 |
| 7 感染症患者等の人権          | 32 |
| 8 性的少数者（L G B T等）の人権 | 33 |
| 9 刑を終えて出所した人の人権      | 34 |
| 10 犯罪被害者とその家族の人権     | 35 |
| 11 インターネットによる人権侵害    | 36 |
| 12 災害時の人権            | 37 |
| 13 さまざまな人権問題         | 38 |

|     |    |
|-----|----|
| 資料編 | 39 |
|-----|----|

## 第1章 指針改定にあたって

### 1 指針改定の背景

#### (1) 国際的な動向

国連は、昭和23（1948）年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択し、すべての人が、誰でもいつでもどこでも等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示すよう宣言したものでした。

昭和40（1965）年には「人種差別撤廃条約」、昭和41（1966）年には「国際人権規約」、昭和54（1979）年には「女子差別撤廃条約」、平成元（1989）年の「子どもの権利条約」、平成18（2006）年の「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての取り組みを続けてきました。

その他には、昭和43（1968）年に「国際人権年」、昭和50（1975）年に「国際婦人年」、昭和54（1979）年に「国際児童年」、昭和56（1981）年に「国際障害者年」などを定め、さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」昭和51（1976～）年、「国連障害者の10年」昭和58（1983～）年などの取り組みも展開しました。

その後、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが国連総会で決議され、その後、平成16（2004）年には「人権教育のための世界計画」を開始しました。平成17（2005）年から平成19（2007）年までを第一段階とし、初等・中等学校制度における人権教育の推進に焦点をあて、取り組みが推進されました。次いで平成21（2009）年まで2年間延長し、第二段階に移行し、「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあて、平成27（2015）年に第三段階に移行し、「メディアやジャーナリスト」へ焦点が当てられ、現在では第四段階へ移行し、「若者」に焦点を当て、平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを強調して取り組まれています。

#### (2) 国の取り組み

国においては、昭和22（1947）年に日本国憲法を施行。昭和31（1956）年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」昭和54（1979）年に批准、「人種差別撤廃条約」平成7（1995）年に加入、「女子差別撤廃条約」昭和60（1985）年に締結、「子どもの権利条約」平成6（1994）年に批准、「障害者の権利に関する条約」を平成26（2014）年に締結し、その他にも「国際婦人

年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取り組みを展開しました。

平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。そして、国は平成14（2002）年に「人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定しました。

個別の関係法令として「男女共同参画社会基本法」が平成11（1999）年に、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が平成12（2000）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が平成13（2001）年に、「犯罪被害者等基本法」が平成16（2004）年に施行、「障害者基本法」が平成16（2004）年に改正、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「障害者自立支援法」が平成17（2005）年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28（2016）年に施行されました。また、「いじめ防止対策推進法」が平成25（2013）年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が平成26（2014）年に、「部落差別解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28（2016）年に施行されました。

更には、近年SNSの普及により、インターネット上での誹謗中傷、名誉棄損といった被害が増加してきたことを受け、新たな裁判手続きの創設や開示請求の範囲を見直すため「プロバイダ責任制限法」が改正され令和4（2022）年に施行されました。このように、さまざまな人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んでいます。

### （3）県の取り組み

県においては、平成10（1998）年に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置し、5年後の平成15（2003）年には「岐阜県人権施策推進連絡協議会」と改称し、人権に関する総合的な施策を展開してきました。

平成12（2000）年4月には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住み良い社会の実現に向けて、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオの貸出など、人権啓発事業に取り組んできました。

平成15（2003）年3月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。この指針によって、県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるために総合的に取り組んできました。

また、平成２０（２００８）年３月、平成２５（２０１３）年３月及び平成３０（２０１８）年３月と、情勢の変化とこれまでの成果や課題を踏まえながら、指針を継承・発展させ、新たな課題への対応を含め、人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、三度の改定を行いました。

## ２ 指針改定の趣旨

本町では、平成２０（２００８）年に策定した「御嵩町人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき「人権尊重の町づくり」を目標に掲げ、多岐にわたる問題に総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展、社会構造の複雑多様化、世帯構造の変化による高齢世帯や単独世帯などの増加による家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下により様々な生活課題、福祉課題を抱える人が年々増加しています。人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がい者など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加に加え、インターネットやＳＮＳによる人権侵害、性的少数者（ＬＧＢＴ等）に対する差別など、新たな問題も生じています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本町においても人権意識を高め、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行うため、平成３０（２０１８）年に「御嵩町人権施策推進指針」を策定し、様々な取り組みを進めてきました。これまでの取り組みや人権尊重の基本的な考え方を引き継ぎながら、社会情勢や国及び県等の動向を踏まえ、新たな指針となる「第二次御嵩町人権施策推進指針」とするものです。

## ３ 指針の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利です。

人権を尊重する上で、最も根本となる考え方は生命尊重です。しかし、現代の社会においては、さまざまな面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているのかを知り、理解を深めていく必要があります。

自分や他人のいのちを最大限に尊重し、誰もがお互いに認め合い、人権問題を正しく理解し認識を深めることにより自分自身の問題ととらえ、社会全体の人権意識の高揚を図り、日常生活で人権尊重の意識を感覚として身に付け行動できる社会の実現を目指します。

## 【基本理念】

# すべての人の人権が尊重される社会の実現

## 4 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を本町の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

また、平成28年3月に策定された「御嵩町第五次総合計画」では、「町民一人ひとりが家庭や学校や職場、地域社会のあらゆる場面で人権を尊重して行動し、性別や出身地・国・文化的背景などの差別をなくし、みんなが共生する明るい住みやすい社会を築きます。」と明記されており、町の関係計画との整合性を図り推進していきます。

## 5 指針の推進体制

人権に関わる課題は、多岐にわたっています。個別の人権課題が複雑化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図る必要があります。

人権施策についての総合的かつ効果的な推進を図るため、福祉課が中心となり、関係部局の役割分担の明確化と緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動と人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

さらに、国・県・市町村をはじめとした関係機関と連携・協力を図り、人権に関わる団体などに対して、人権施策の取り組みに対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を進めます。

また、定期的な点検による取り組み状況の把握や評価、住民意識調査などを行うことで、課題の洗い出しや対策の検討を行い、住民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて各関係計画との整合を図りながら見直しを実施していきます。

## 6 指針の推進期間

第二次指針の推進期間は、令和5年度を初年度として、令和9年度までの5年間とします。また、推進期間内においても、施策の検証・住民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

## 第2章 現状と課題

### 1 御嵩町の現状

御嵩町は、古くから中山道の宿場町及び門前町として形成され、明治になると、可児郡役所が御嵩に置かれるなど、東濃地域の政治・文化の中心地として栄えました。

近年は、平成17年3月に東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジが開設したことにより、豊田地域や美濃・関地域などへの交通アクセスが向上し、新たな産業の立地が進んでいます。平成25年3月には、内閣府より「環境モデル都市」の選定を受け、温室効果ガスの大幅削減などの取り組みを行っています。

御嵩町の人口は、昭和45年以降増加し続けていましたが、平成7年をピークとして人口減少に転じています。さらに、平成16年から死亡数が出生数を上回る自然減少となっており、加えて転入数は大幅に減少し、平成22年からは、結婚や就業などを理由として転出超過が続いていることにより、人口は減少し続けています。そして、平均寿命の伸びに伴い、高齢化が着実に進んでいます。

こうした中、地域社会の活力の維持、保健・医療・福祉サービスの充実、安心して子どもを生み育てられる環境の整備、公平かつ安定した社会保障制度の確立、高齢者や女性の就業環境の改善など新しい枠組みづくりを進めて行くことが求められています。

御嵩町では、平成28年3月に策定した御嵩町第五次総合計画において「人権尊重の町づくり」を目標に掲げ、人権課題についてそれぞれの施策に取り組んできました。しかし、私たちの身の回りには依然としてさまざまな人権問題が存在します。人権の尊重に関する住民の主体的な取り組みを促進し、関係機関、企業などと連携し、「人権」という人類普遍の文化の創造に向けて取り組む必要があります。

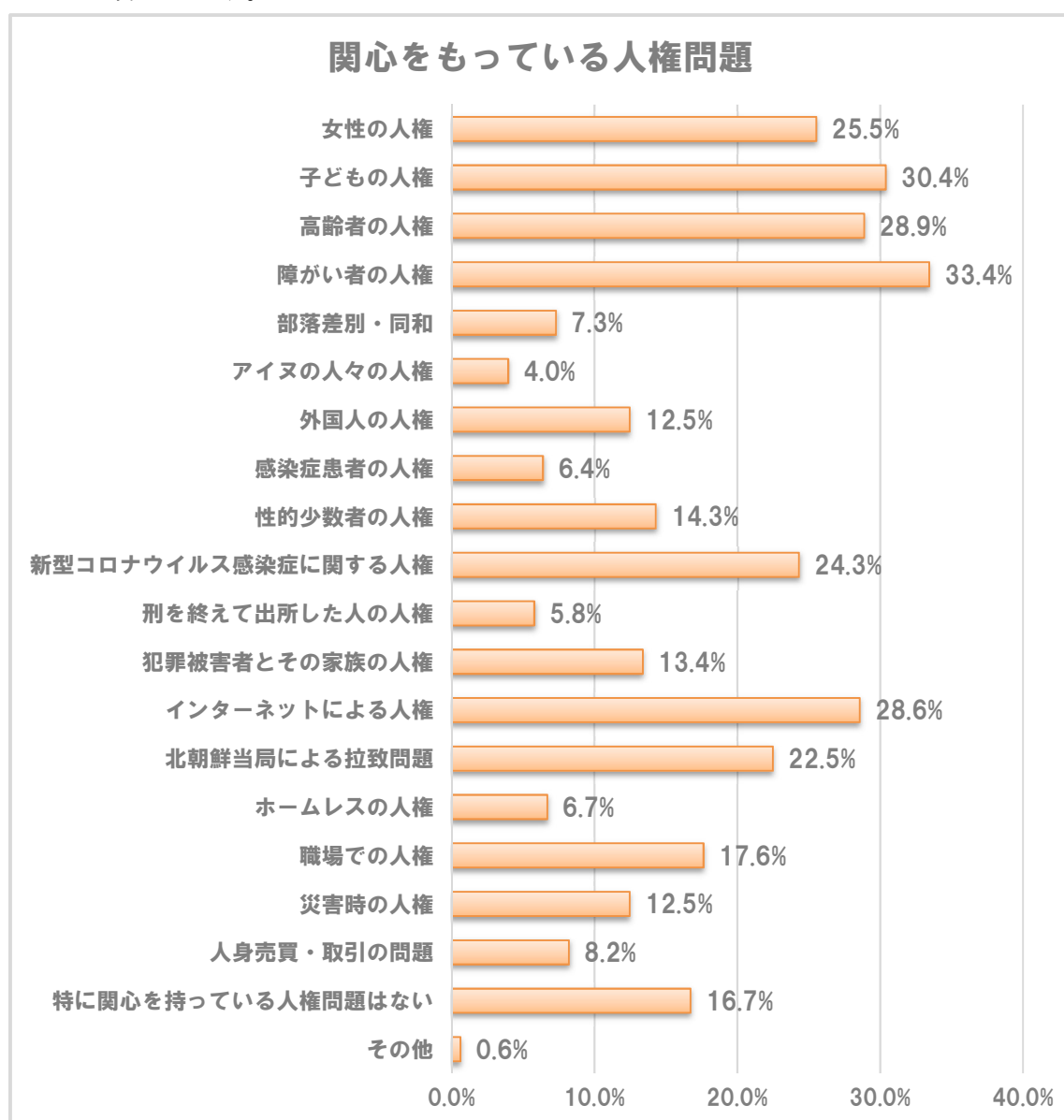


## 2 御嵩町人権に関する住民意識調査からの課題

### (1) 人権問題全般

令和4年10月に実施した「人権に関する住民意識調査」の結果を見ると、様々な人権問題のうち町民の皆さんが関心を持っている人権問題は、「障がい者」、「子ども」、「高齢者」の順となっています。どれも3割前後とそこまでの差はなく、「インターネットによる人権問題」も次いで、近い割合となっています。

その一方で、「特に関心を持っている人権問題はない」という方が6人に1人の割合でいることが分かります。

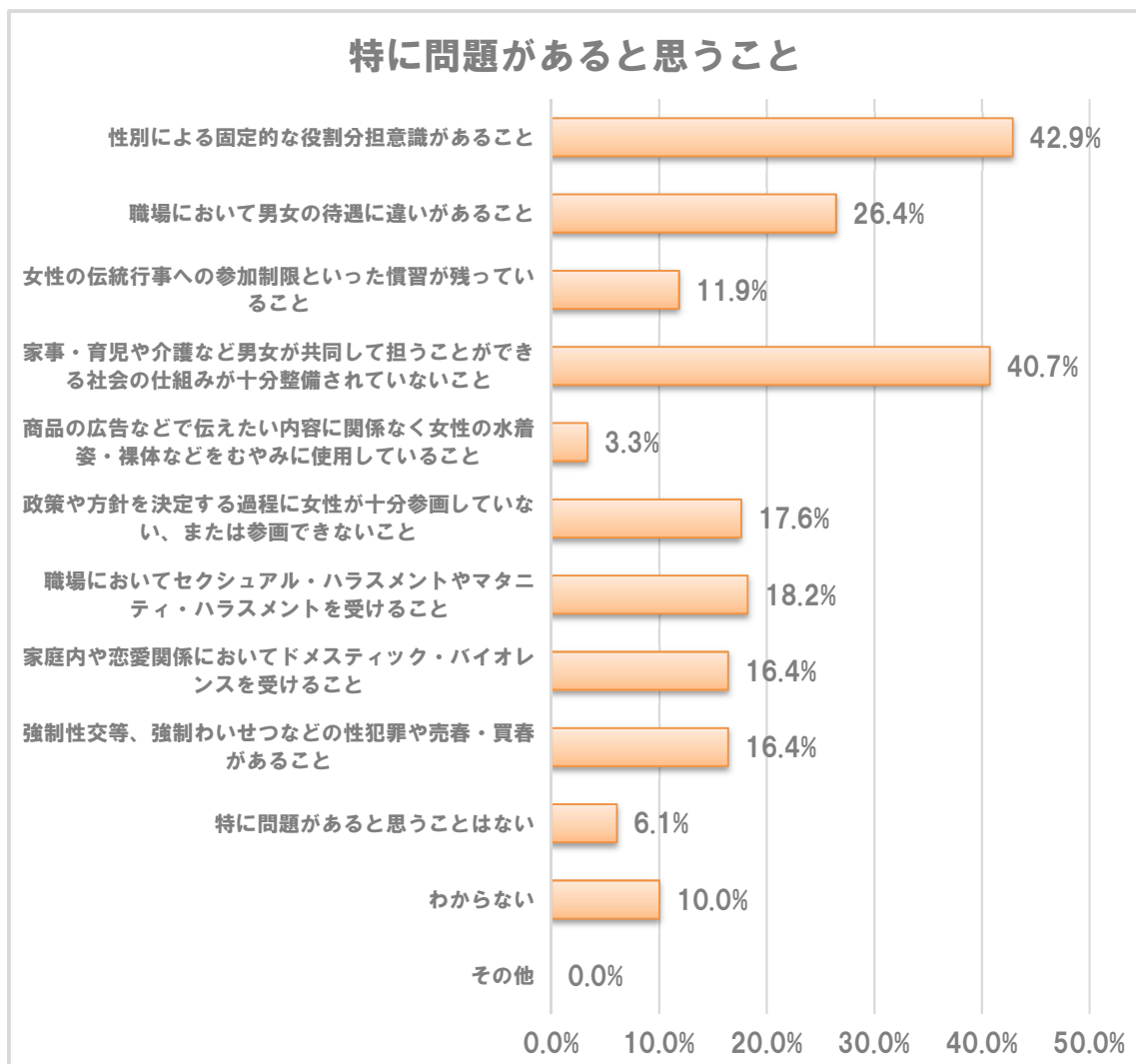


(N=329) %

## (2) 女性の人権

女性の人権について特に問題があると思うことについて、「性別による固定的な役割分担意識があること」と「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が4割を超えていることから、固定的な性別役割分担意識が問題と捉えている方が多いことが分かります。それに次いで「職場において男女の待遇に違いがあること」が多くなっています。

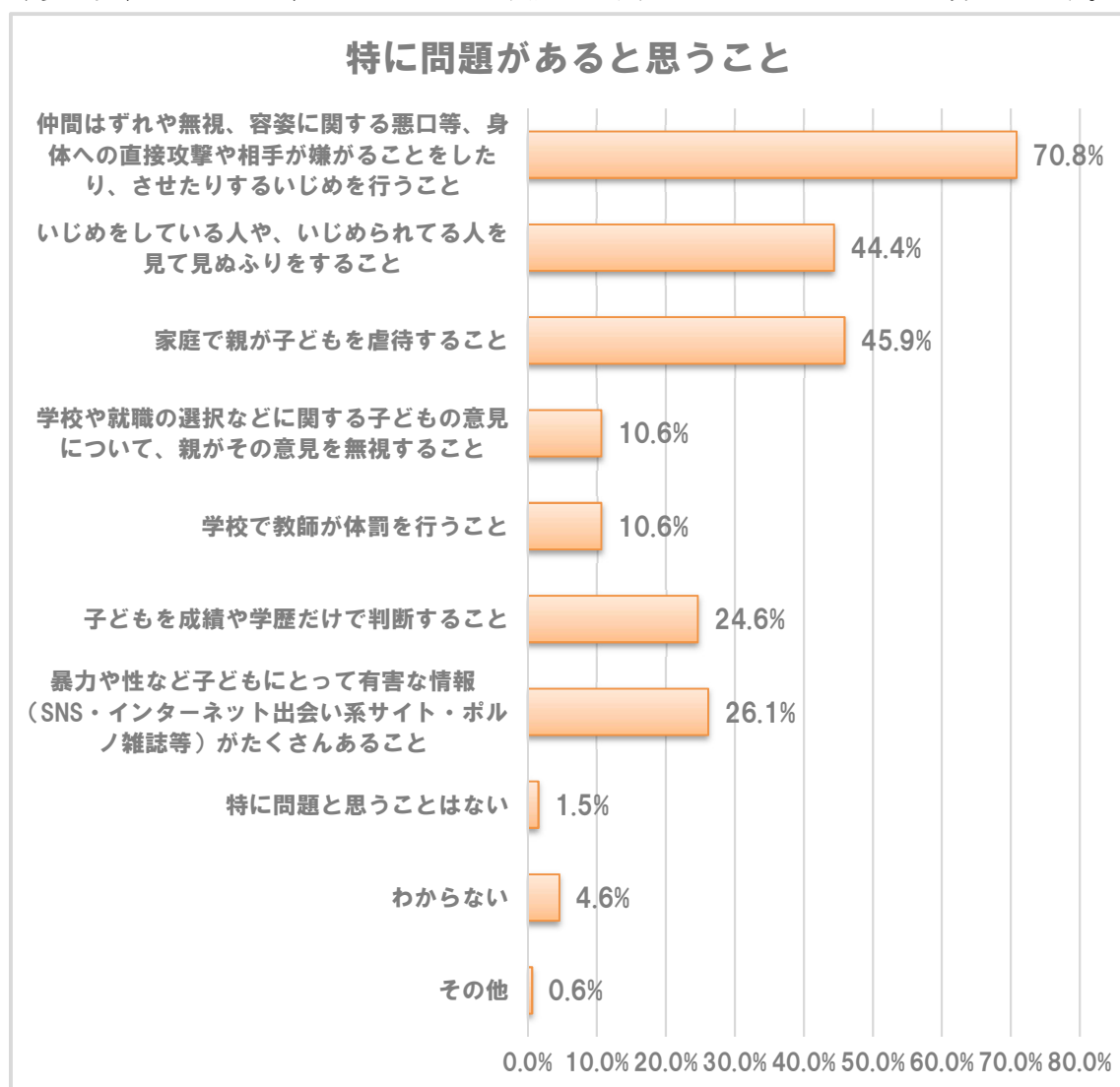
セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、強姦性交等の性犯罪について、女性を軽視したような事件・事柄についても比較的多くの方が問題と捉えられているようです。



(N=329) %

### (3) 子どもの人権

子どもの人権について特に問題があると思うことについて、「仲間はずれや無視、容姿に関する悪口等身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりする等のいじめを行うこと」が7割を超えたり、「家庭で親が子どもを虐待すること」「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」も4割を超えるなど、全体的に関心が多くあるように思います。このことから、少子化が顕著になってきていることや各家庭の様々な環境の変化にともない、子どもをめぐる問題が深刻になってきていることが分かります。

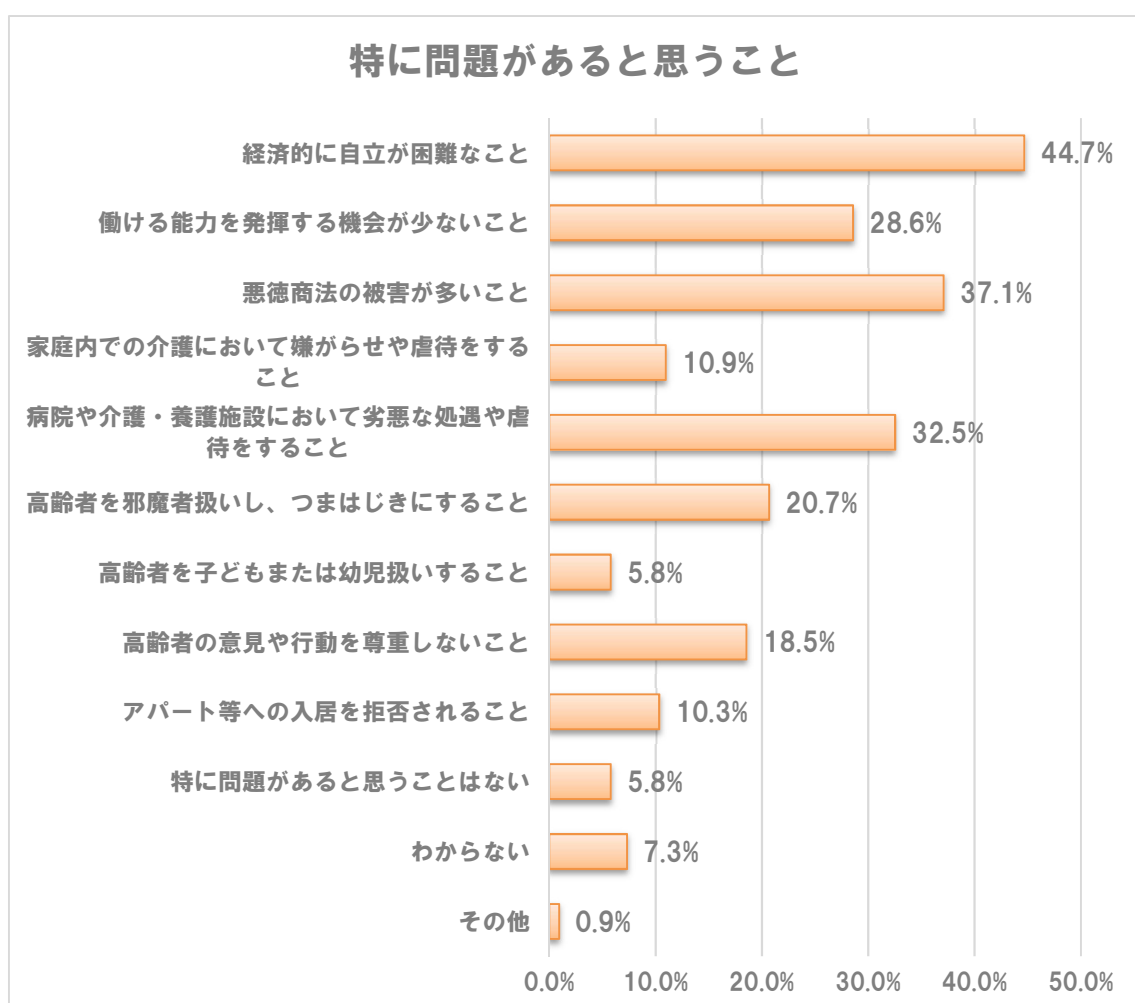


(N=329) %

#### (4) 高齢者の人権

高齢者の人権について特に問題があると思うことについて、「経済的に自立が困難なこと」が4割を超えており、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」が3割を超えています。このことから経済的なことを問題と捉えられている人が多いことが分かります。また、「病院や介護・養護施設において劣悪な処遇や虐待をすること」についても3割を超えており、そういった施設に不安を抱えている声が多くなっていることが分かります。

高齢化にともない、これからも多くの問題を抱えることも考えられるため、高齢者も社会の一員としてコミュニケーションを図りながら、年齢に関係なく一人ひとりお互いが相手への理解を深め、お互いを大切にするという心を育てることが必要だと考えられます。

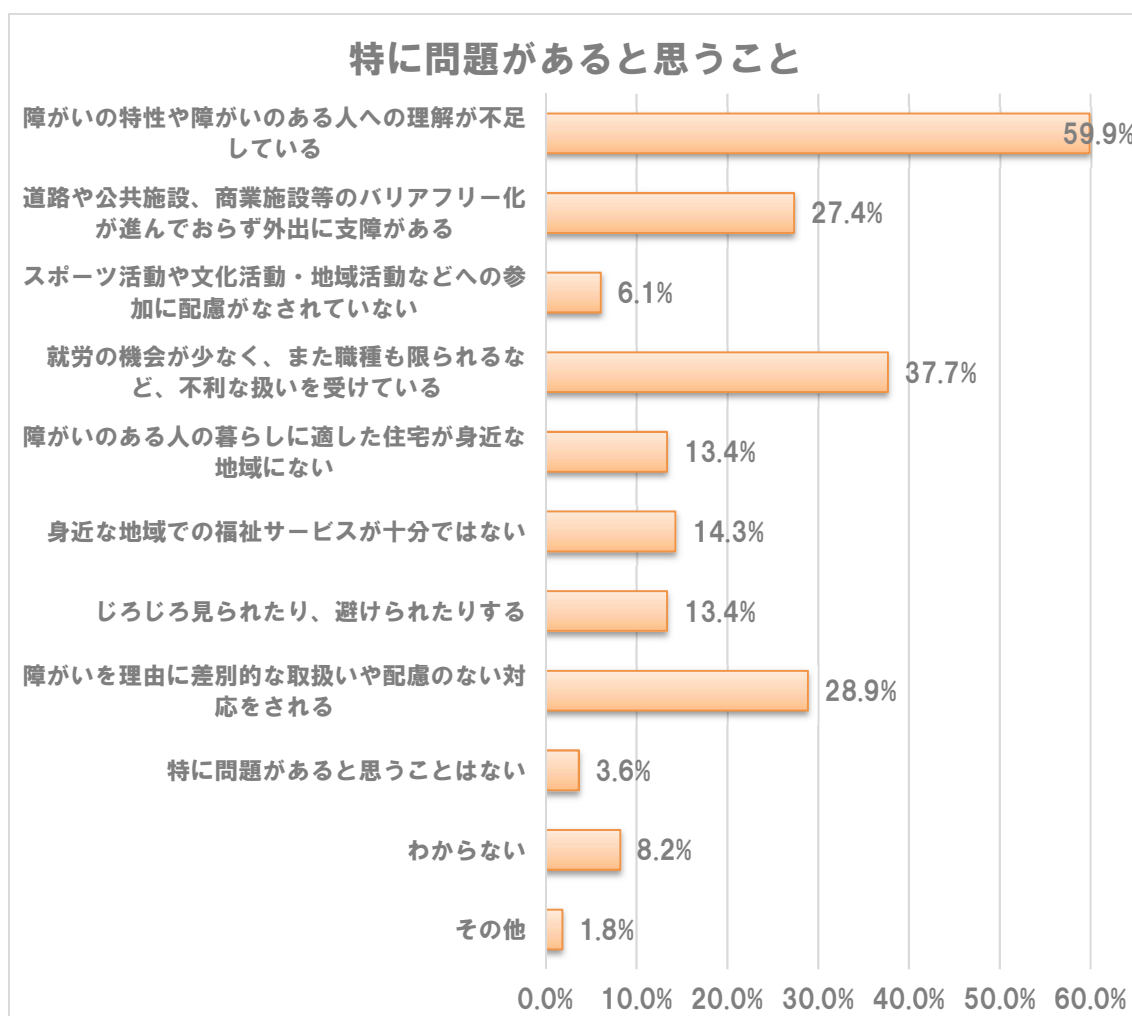


(N=329) %

## (5) 障がいのある人の人権

障がいのある人の人権について特に問題があると思うことについて、「障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している」が6割近くあります。次いで「就労の機会が少なく、また職種も限られるなど、不利な扱いを受けている」が4割近くあります。

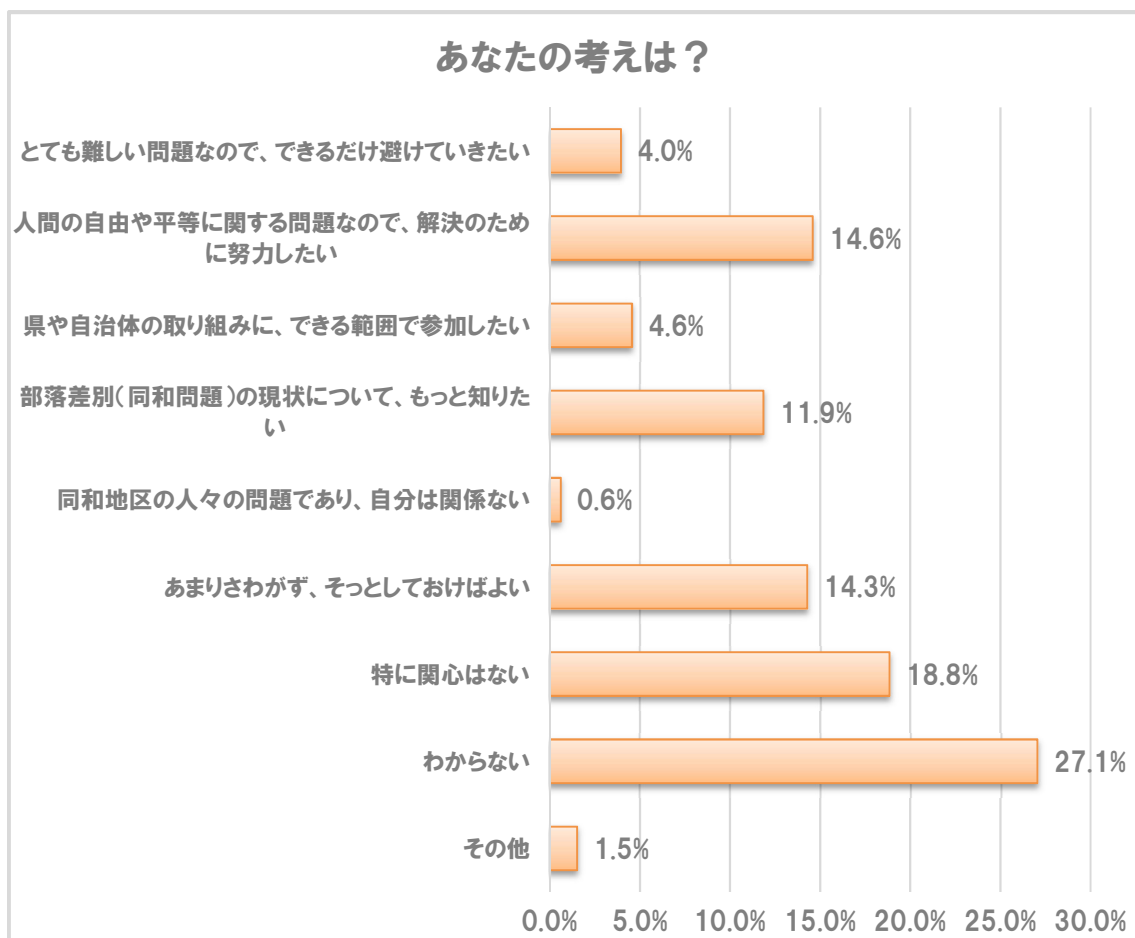
「障がいを理由に差別的な取扱いや配慮のない対応をされる」が3割近くあるように、障がいや障がいのある人への理解の促進が不足しており、就労や労働条件といった部分の整備が進んでいないことが考えられます。



(N=329) %

## (6) 同和問題

同和問題についてあなたはどのように考えますかということでは、3割近くの方が「わからない」と回答されています。次いで「特に関心はない」が2割近くあり、「あまりさわがず、そっとしておけばよい」も含めると6割の方は関わりがなかったり、関わる必要がないことと考えられています。時代とともに同和問題に対する意識が薄れていることと、今日までの理解や認識が不足してきていることが分かります。

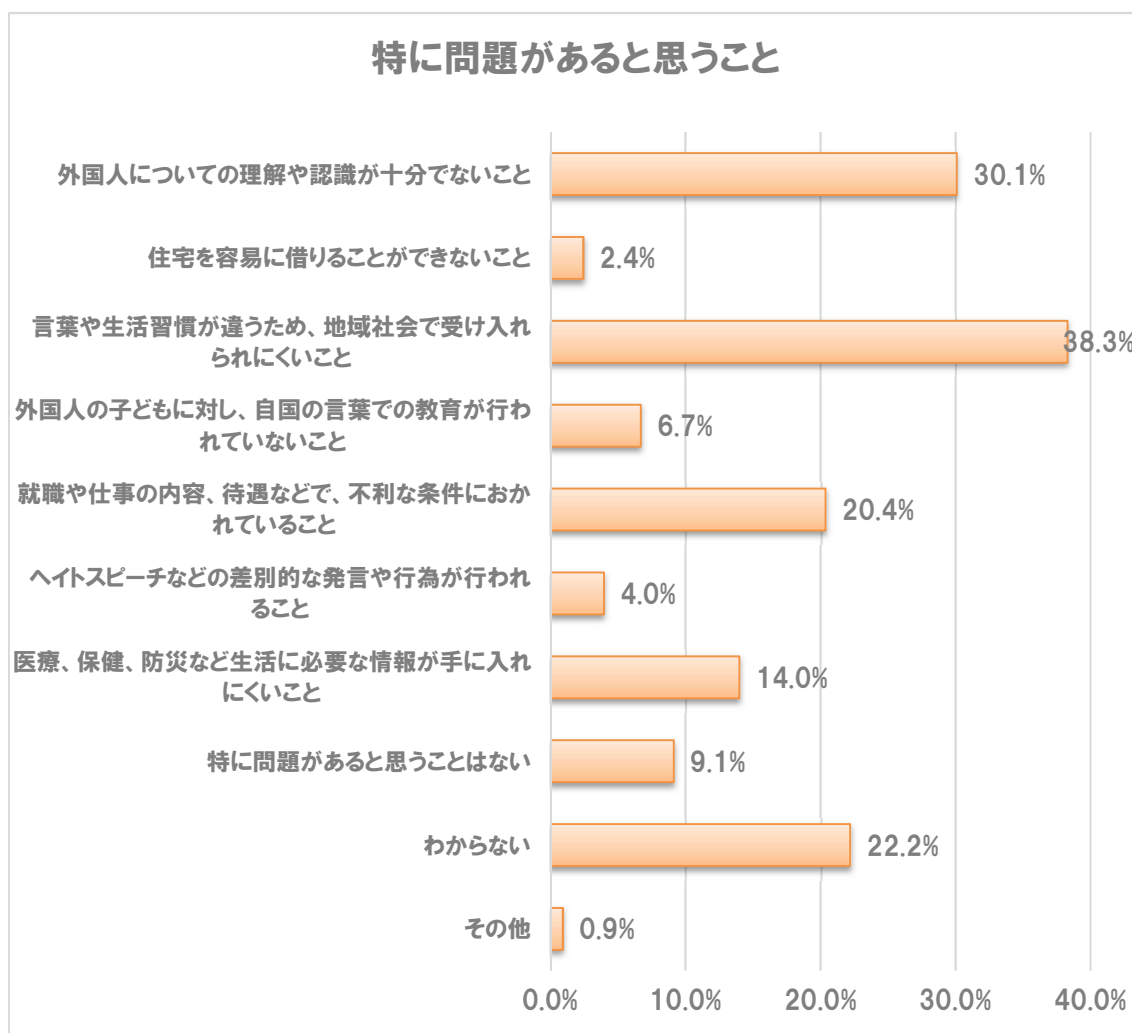


(N=329) %

## (7) 外国人の人権

外国人の人権で特に問題があると思うことについて、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が一番多くなっています。次いで、「理解や認識が十分でないこと」が3割ありました。

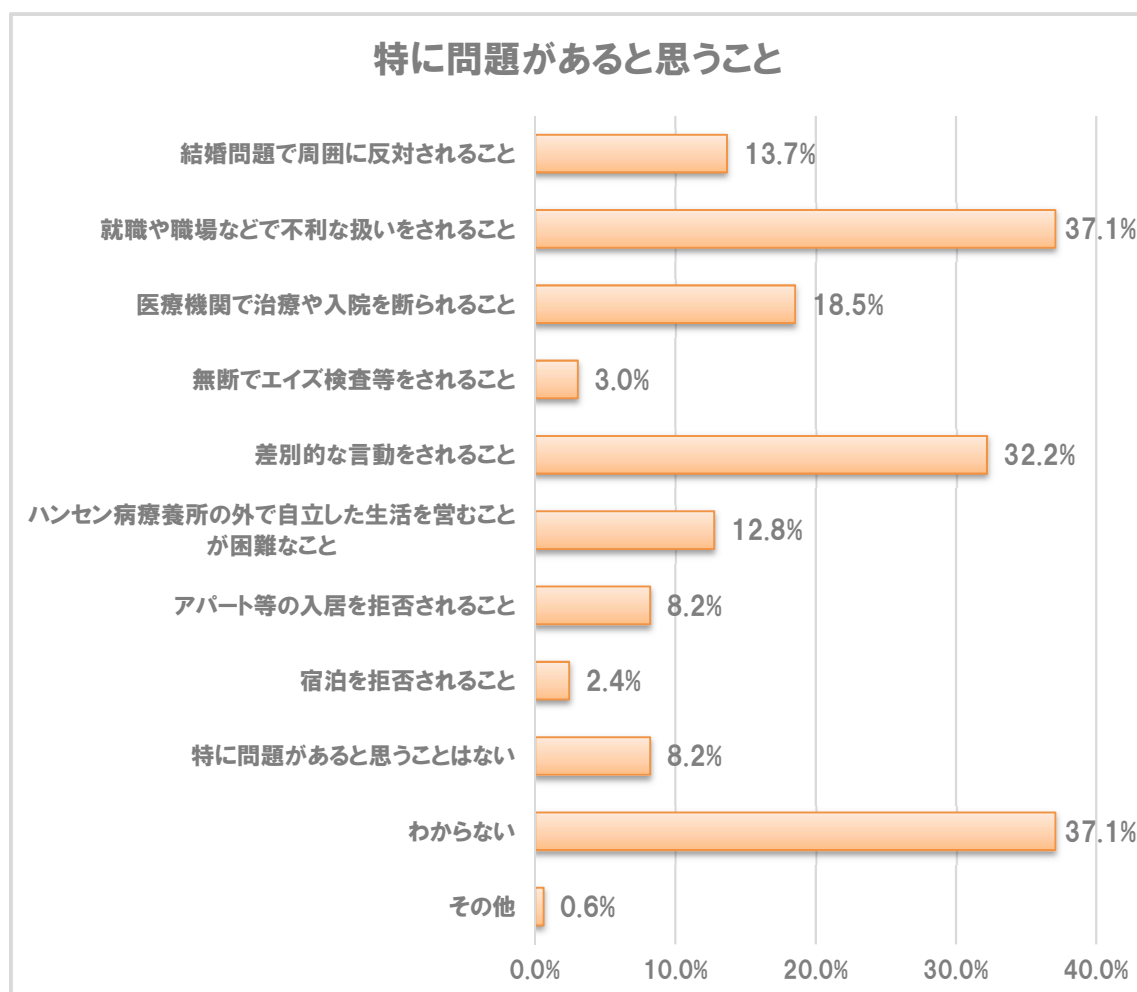
外国人の方が増えてきている現状はあるものの、問題があるか「分からない」という回答も2割を超えていることから、まだまだ言語や習慣といった部分の認識や整備が進んでいないと考えられます。



(N=329) %

## (8) 感染症患者等の人権

感染症患者等の人権について特に問題があると思うことについて、「就職や職場などで不利な扱いをされること」と「わからない」が同率で4割近くを占めております。「差別的な言動をされること」も3割を超えております。感染症患者等に対する理解が進んでいない現状があります。



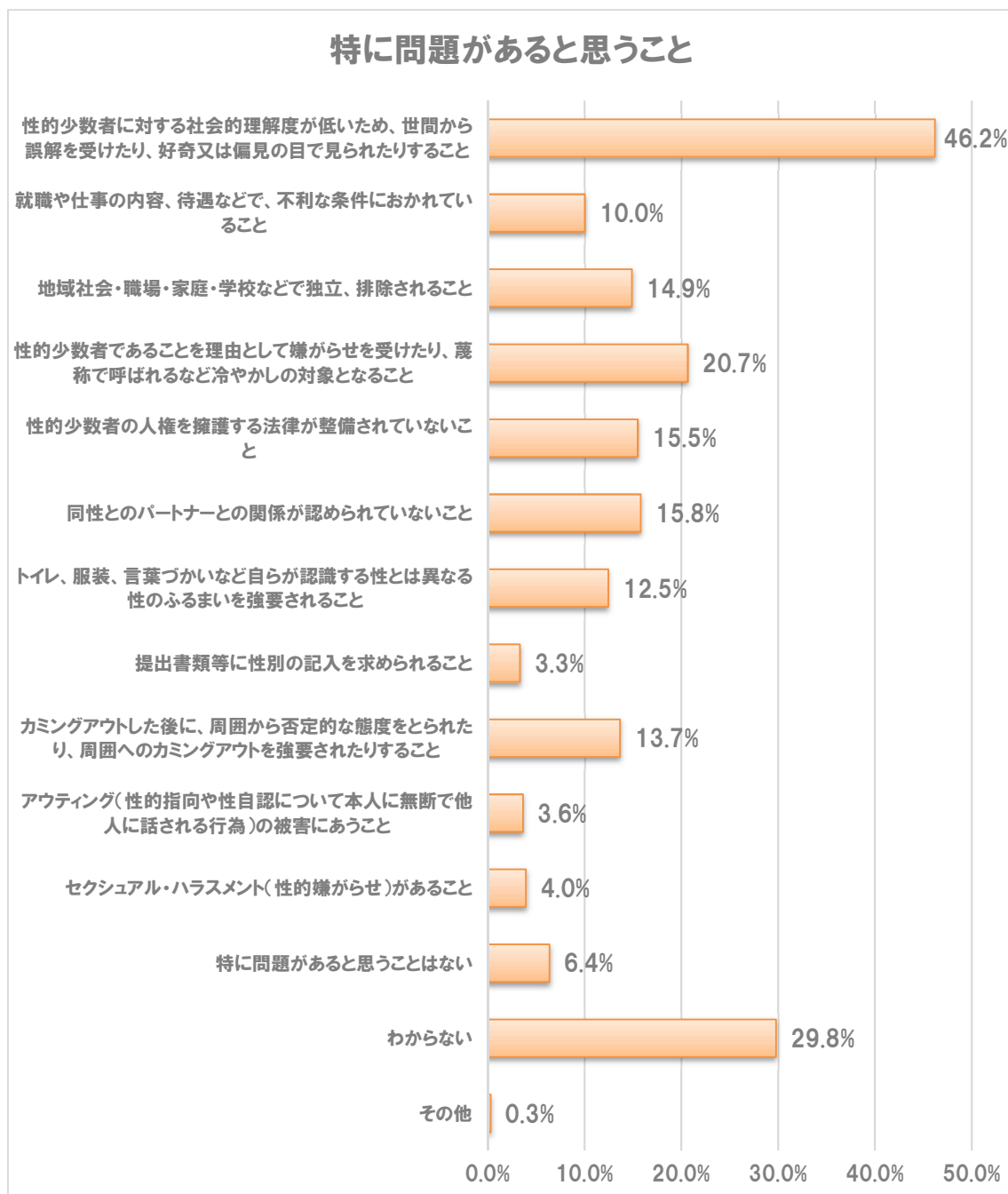
(N=329) %



## (9) 性的少数者（LGBT等）の人権

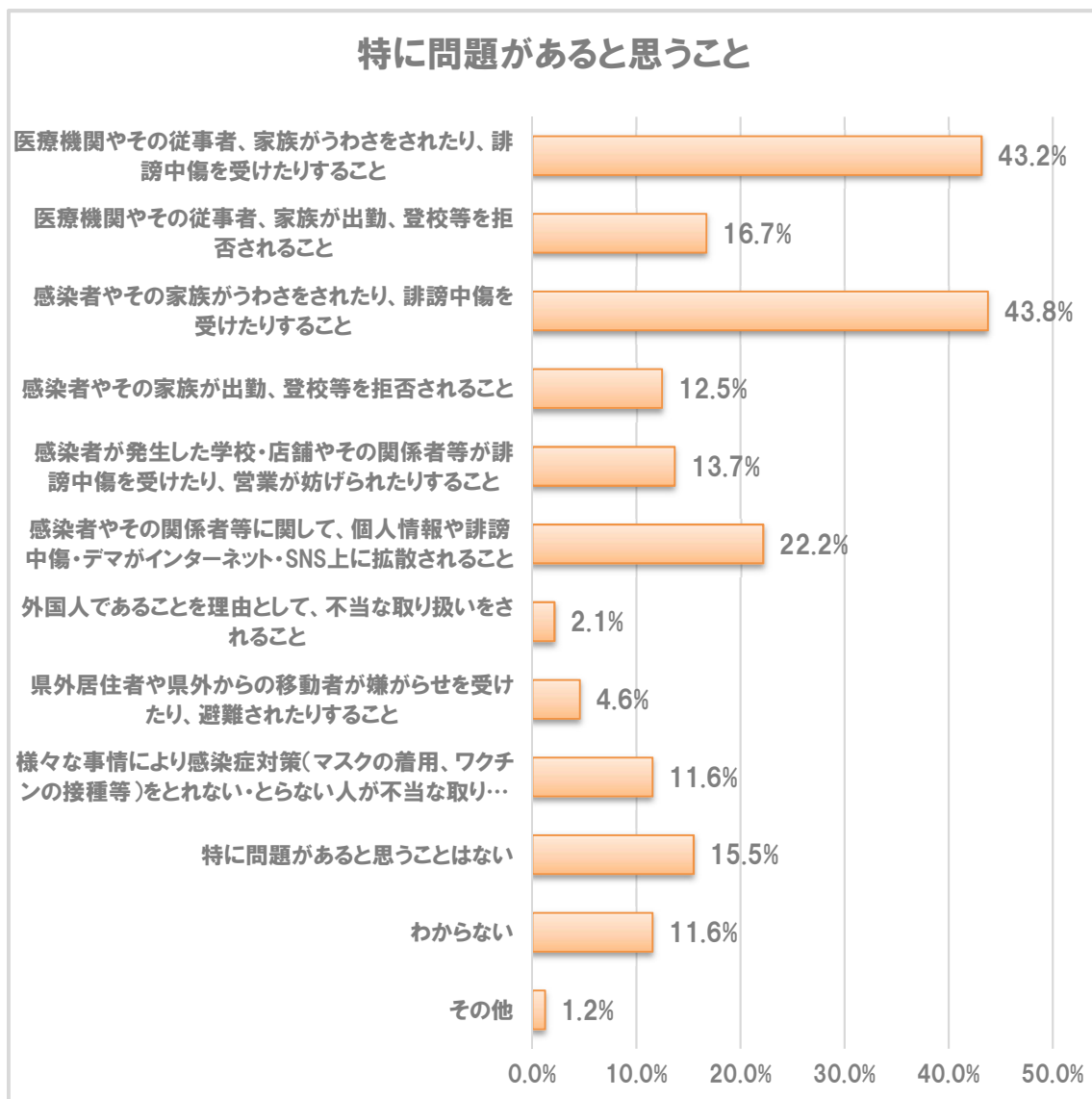
性的少数者（LGBT等）の人権について特に問題があると思うことについて、「性的少数者に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること」が5割近くを占めています。

一方で、「分からない」という回答が3割近くあり、今後も理解を深めていく必要があると考えられます。



## (10) 新型コロナウイルス感染症に関する人権

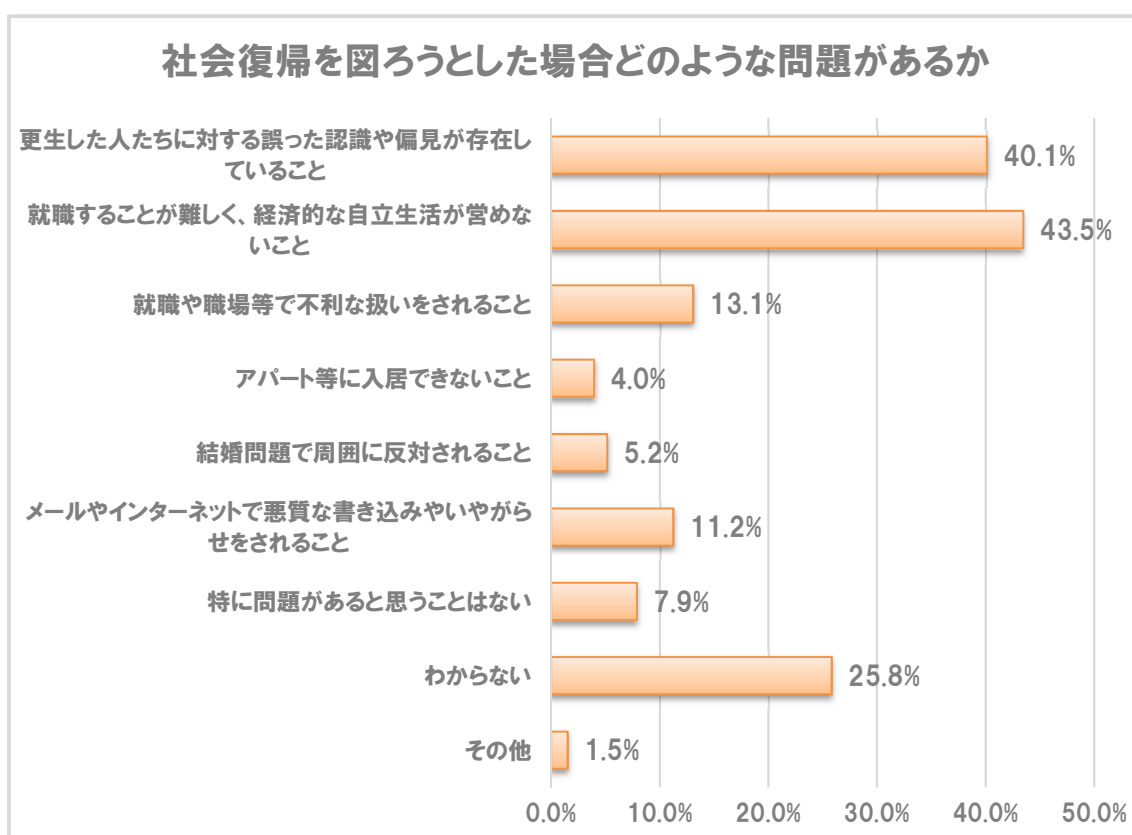
新型コロナウイルス感染症に関する人権について特に問題があると思うことについて、「感染者やその家族がうわさされたり、誹謗中傷を受けたりすること」と「医療機関やその従事者、家族がうわさされたり、誹謗中傷を受けたりすること」がどちらも4割を超えていました。新型コロナウイルスという得体の知れないものへの恐怖から、他者を誹謗中傷するようになってしまったことが、問題と捉えている方が多いことが分かりました。



## (11) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人の人権について、社会復帰を図ろうとした場合どのような問題があるか、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が一番多く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が続き、共に4割を超えています。

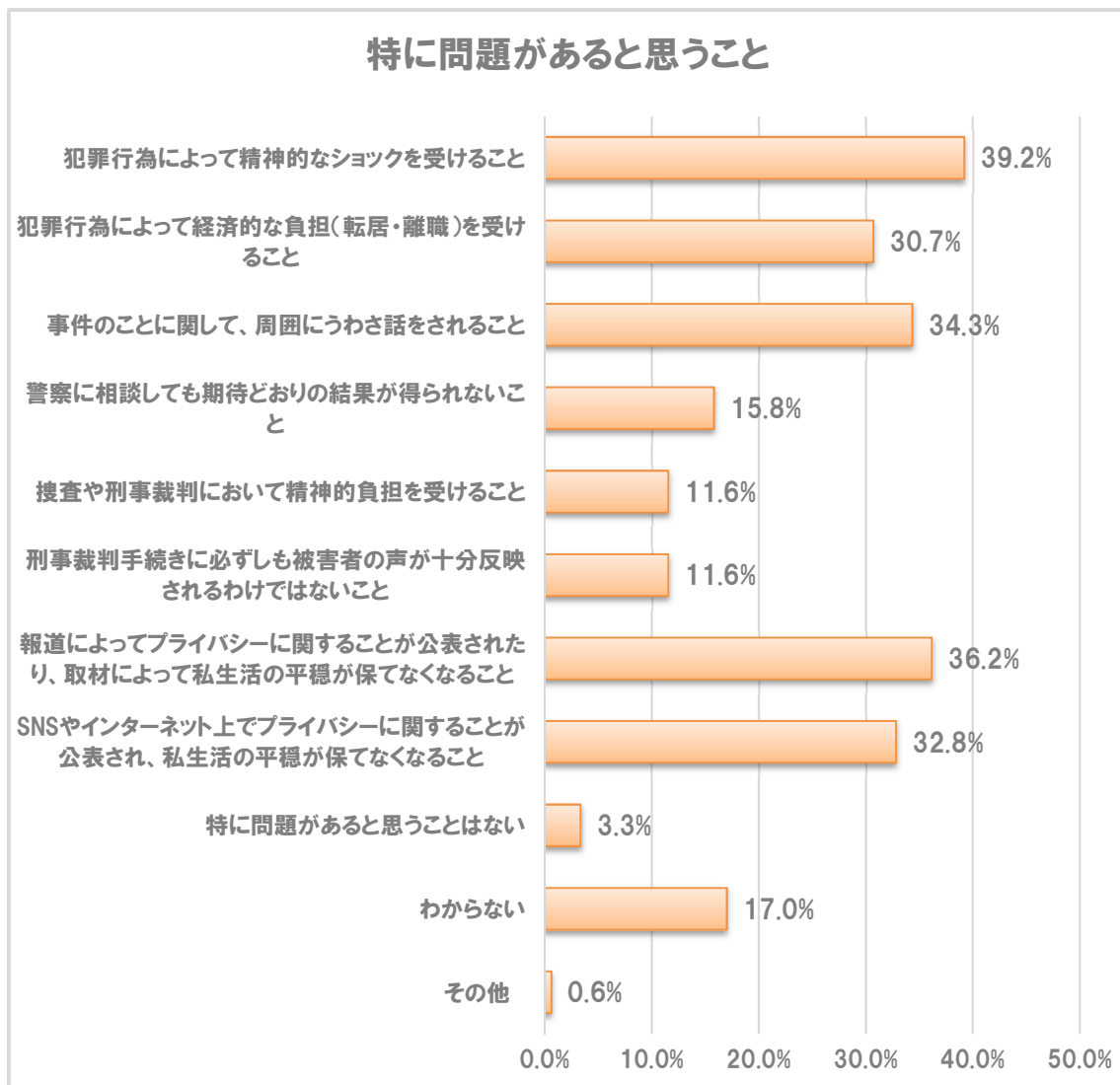
それ以外では「分からない」という回答が多かったことから、なかなか直面することのないことだからこそ、理解を深めることが必要であると同時に、本人も社会の一員として生活していくという強い更生意欲を持ち続けることが大切であると考えられます。



(N=329) %

## (12) 犯罪被害者とその家族の人権

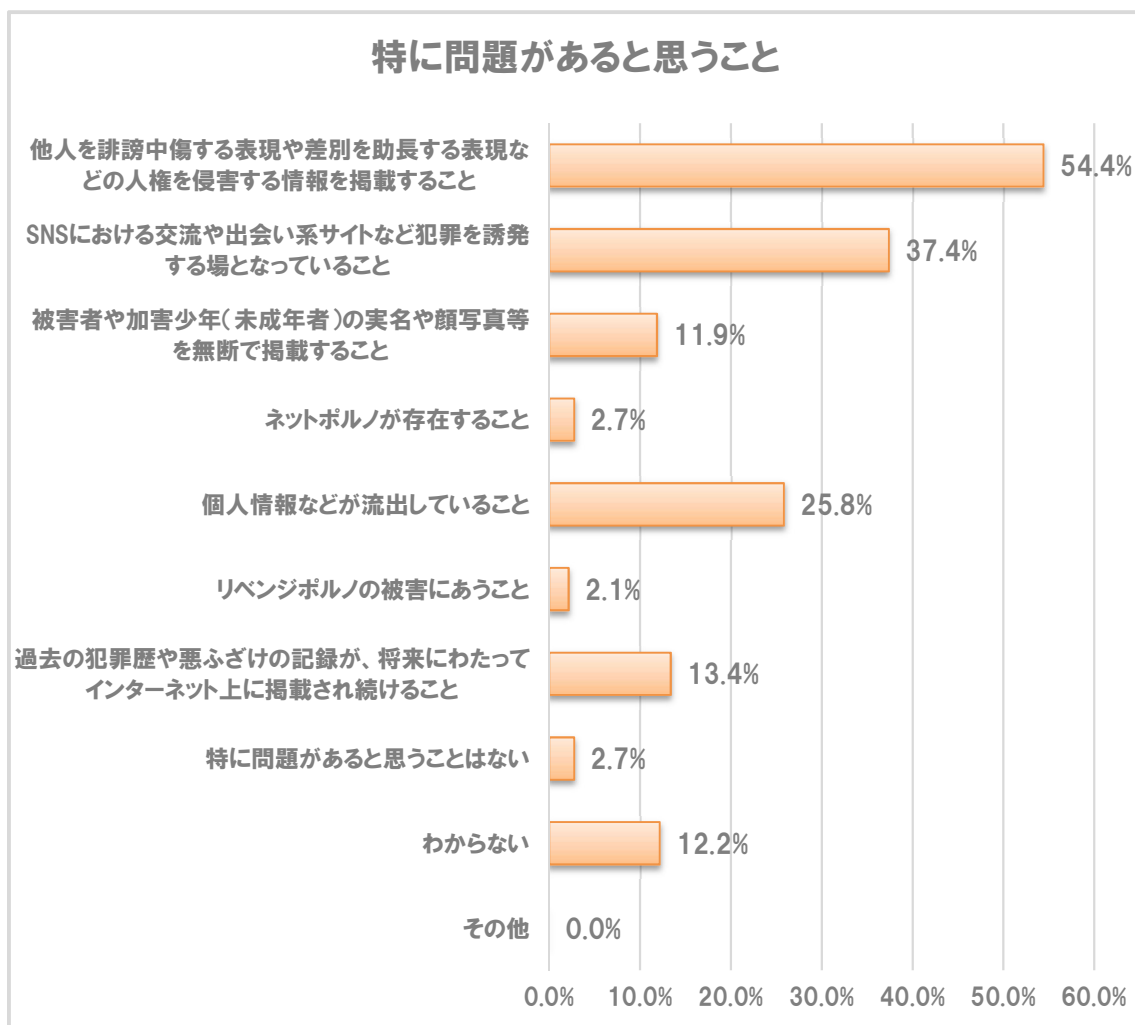
犯罪被害者とその家族の人権について特に問題があると思うことについて、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が4割近くと一番多く、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が続いてます。同じように「SNSやインターネット上でプライバシーに関することが公表され、私生活の平穏が保てなくなること」も3割以上と多くあり、昨今のSNSやネット環境の普及によって、新たな問題が発生していると考えられます。



(N=329) %

### (13) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について特に問題があると思うことについて、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」が5割を超えています。「SNSにおける交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が4割近くあり、不特定多数の人が利用し、誰とも特定できないインターネットを介して様々な事件が発生している現状を、問題と捉えられている方が多くいることが分かります。

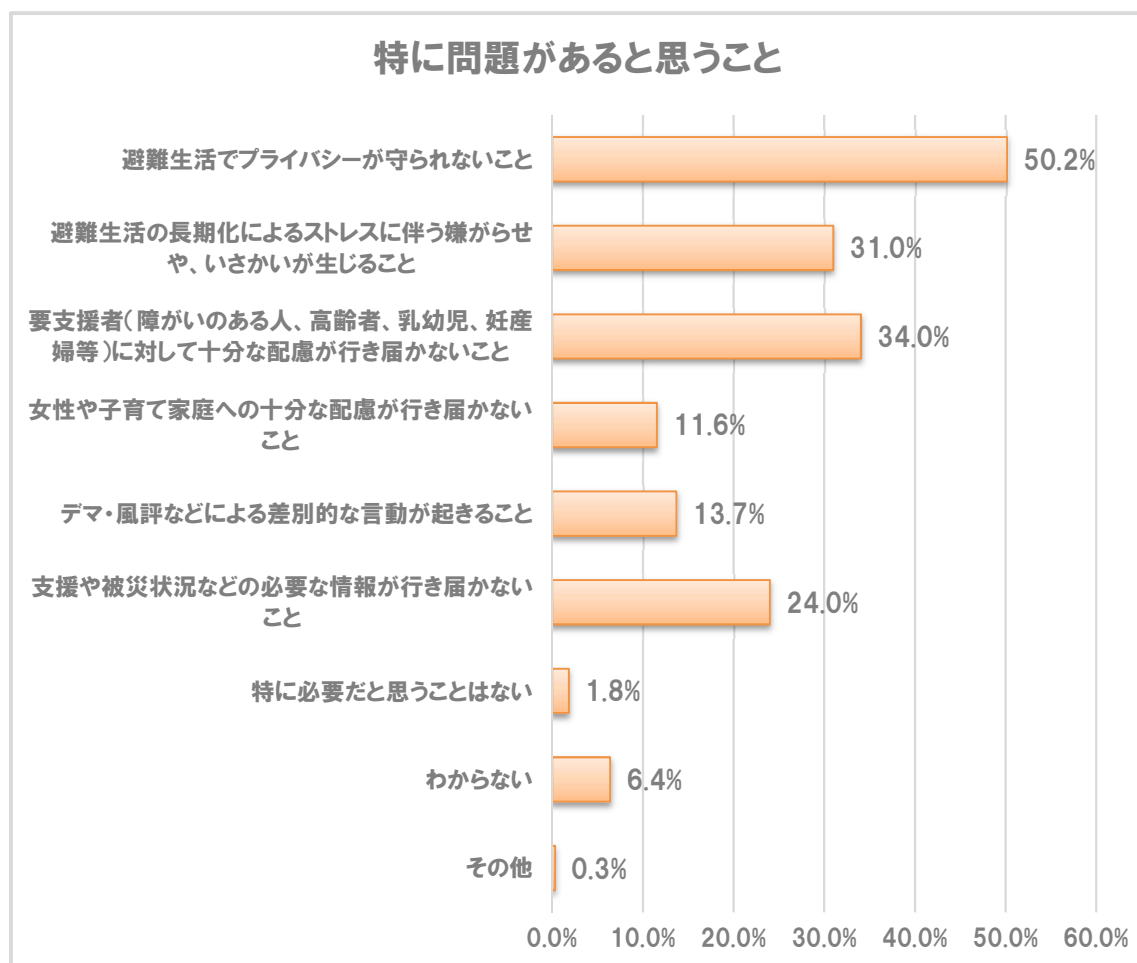


(N=329) %

## (14) 災害時の人権

災害時の人権について特に問題があると思うことについて、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が5割を超え、一番多くの回答がありました。「要支援者（障がいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」と「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせや、いさかいが生じること」が3割を超えました。

非常時だからと、お互いを思いやる気持ちが当初はあるものの、避難生活が長期化するにつれ不安を抱かれる方が増え、何か問題が起こるのではと危惧される方が多くいることが分かります。

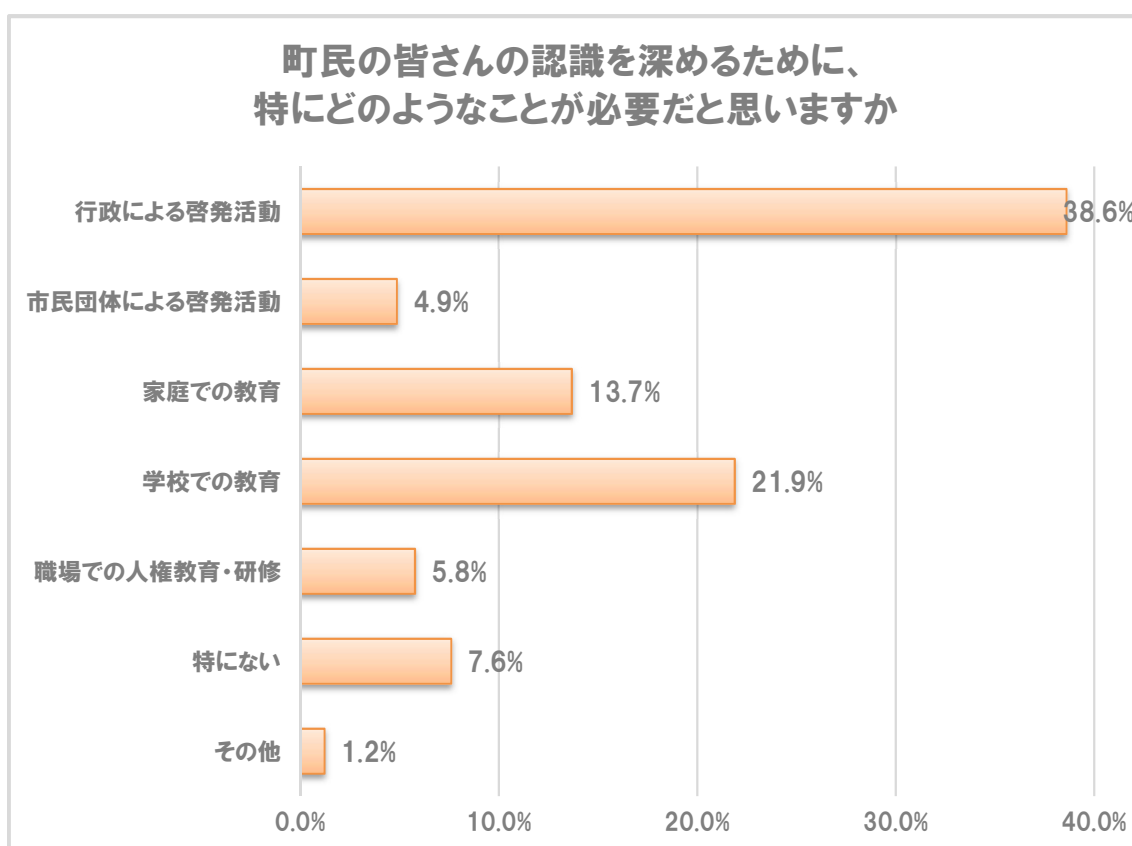


(N=329) %

## (15) 人権教育・人権啓発

人権教育・人権啓発について、町民の皆さんの認識を深めるために特にどのようなことが必要と思われるかについて、「行政による啓発活動」が4割近くあり、次いで「学校での教育」、「家庭での教育」と続いています。

行政からの発信及び研修や講義等の開催、教育現場での取り組みなど様々な形で人権教育・啓発が必要と考えられる方が多くあります。これには、子どもの頃から人権啓発に取り組み、大人になっても継続していくことで、基本的人権を尊重する社会を町全体で目指していくべきだということに繋がると考えられます。



(N=329) %

## 第3章 指針の基本的な方向

### 1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条で定義され、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情を踏まえつつ、住民一人ひとりが自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていく行動がとれるよう、学校教育、社会教育、生涯学習を通じて推進するものです。

今回の人権に関する住民意識調査では、人権意識を高める有効な方法としては、「学校での教育」が6割を超えており、「行政による啓発活動」が5割を超え、「家庭での教育」が4割を超えています。そのために、学校・行政・家庭において良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

学校では、教育活動全体を通じ、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営む上で必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を養っていく必要があります。

家庭では、遊びやしつけ、家事や家族のふれあいといった日常生活を通じ、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会のルールを教えていくことが大切です。

行政では、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がこれからもあります。

#### 【施策の方向】

#### ①学校教育における人権教育の推進

人との関わりを通じ、命を大切にする心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自律の心等を育むための道德教育を推進するとともに、子どもが自尊感情を育み、平等を前提としての互いの違いを認め合える人権尊重教育を推進します。また、人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上を目的とした人材育成等の研修を継続して取り組みます。

いじめや差別は自分たちの心や生活に根ざしている問題と捉え、いじめや暴力行為などへの即時対応や未然防止、虐待の早期発見などに各学校が取り組むとともに、いじめの積極的な認知を徹底するよう努め、学校、地域社会、家庭、関係機関との連携を強化します。



## **②社会教育・生涯学習における人権教育の推進**

人権意識を高めるため、各種団体との連携を図り、協力体制の強化と情報交流のための人権懇話会、町民や職員を対象に人権学習会等の啓発活動を行います。

また、福祉課（人権担当）、企画課（男女共同参画担当）、婦人団体と連携し、人権講演会等を開催し、多くの町民参加を促しながら人権問題への正しい知識と認識を修得し、差別や偏見を許さないよう広く人権啓発に努めていきます。

## **2 人権啓発**

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条で定義され、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにすることです。

社会を取り巻く状況として、国際化や情報化の進展などが今まで以上に重要視されているなど、様々な人権問題がある中で、その内容や実施方法については、住民の理解と共感を得られるものであることが必要です。人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、生命の尊さ・大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認めあい、尊重し合うことが大切であることを訴えかける啓発などが重要となります。

今回の人権に関する住民意識調査では、これまでに人権を侵害されたと感じたことがある人が3割近くおります。また、人権意識を高める有効な方法としては、「行政による啓発活動」が3割を超え、「学校での教育」が2割を超えております。

住民一人ひとりが、人権問題を自分のこととしてとらえ、人権尊重の理念を日常生活の中で、自覚でき定着するように、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などにより、人権感覚を育める人権啓発を効果的に行っていく必要があります。

### **【施策の方向】**

#### **①住民への啓発**

様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、住民一人ひとりが互いの人権を尊重できるように効果的な広報や普及活動を充実します。また、住民の参加や人権に関する教材の有効利用等の効果的な手法について検討します。

#### **②企業等への啓発**

雇用や就労におけるあらゆる差別の解消、男女共同参画社会の実現、特定職業従事者の人権意識の高揚に向け、積極的に企業などへの人権啓発を図ります。

## 第4章 分野別施策の推進

### 1 女性の人権

国は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、昭和61（1986）年「男女雇用機会均等法」、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。

特に、職業生活の分野における男女共同参画を重点的に推進するために、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、地方公共団体や企業等に女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を求める等の取り組みを進めています。

本町では、令和2（2020）年に「御嵩町第4次男女共同参画プラン」を策定し、「自分らしさを実現できる町みたく」という基本理念を、御嵩町第1次男女共同参画プランから継承し続けており、住民一人ひとりが固定的な性別役割分担にとらわれず、互いに尊重しあい、自分らしい生き方を実現できるまちにしたいとの思いが込められています。

#### 【施策の方向】

#### ①人権の尊重をめざす住民意識の向上

男女が相互に人権を尊重し合い、共に豊かな生活を送ることができる社会を目指して、人権啓発や住民意識の向上を進めるなど男女平等社会への環境づくりに努めます。

#### ②就労の場における男女差別の解消と女性の登用推進

男女雇用機会均等法等の理念に基づき、就労の場における男女差別の解消に向けて関係機関と連携を図ります。また、さまざまな分野の組織、審議会等において女性委員の割合を向上させ、組織の政策、方針決定、意思決定に反映させる環境づくりを推進します。

#### ③男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

男女が共に仕事、育児や介護、地域活動などを両立させることによって、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、雇用環境、社会環境の整備を関係機関と連携を図りながら推進します。

#### ④あらゆる暴力から女性を守るための相談支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待などの暴力から女性の人権を守るため、暴力を根絶するための啓発を進めるとともに、被害女性への相談・支援体制の充実を図ります。

#### ⑤御嵩町第4次男女共同参画プランに基づいた施策の推進

性別に関わりなく家庭、地域、学校、職場など様々な場面において、それぞれの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、教育と啓発を両輪とした取り組みを推進します。

## 2 子どもの人権

国は、日本国憲法の下、昭和22（1947）年に「児童福祉法」を制定し、昭和26（1951）年には「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備し、「児童の権利に関する条約」についても平成6（1994）年に批准しました。

さらに、平成12（2000）年に「児童虐待防止法」が、平成15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子どもを守り、成長を支える体制を整えていますが、親などからの虐待やいじめによる自殺が後を絶ちません。核家族化の進行により、家庭において祖父母などから子育てに対する協力を得られにくい状況にあるとともに、地域社会の結びつきが希薄になってきています。このような中で、子育てが孤立化し、身近に相談できる相手を持たずに悩む親が増え、さらには育児ストレス、過保護（過干渉）、行き過ぎた放任などが虐待につながる場合があります。

子どもも一人の人間であるということを認識し、それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。特に、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。

### 【施策の方向】

#### ①子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子ども一人ひとりの人権が尊重されるよう、広く住民に対して子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進します。

また、自分や他人の人権を大切にする心を育むため、学校、家庭、地域社会が連携を図り、幼児期から人権尊重の精神の教育を推進します。

#### ②子育て支援などの推進

子どもの個性や人格を尊重し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実を図るとともに、家庭での子育てや「しつけ」が適切に行われるよう、また、育児ノイローゼなどを防ぎ、保護者の不安や悩みが解消され、安心して子どもを産み育てられ、子どもが明るく健やかに育つことができるよう相談支援体制を充実させます。

#### ③児童虐待や性犯罪の防止に対する取組の推進

児童虐待や性犯罪の未然防止や早期救済を図れるよう、住民に対して児童虐待等の防止に関する幅広い広報・啓発活動を推進するとともに、子ども相談センター、民生委員・児童委員など関係機関との連携はもとより、地域ぐるみで子どもを見守り、支援するネットワークづくりを推進します。

#### ④いじめや不登校等に対する取り組みの推進

いじめ問題に対して、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応が図れるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関などの連携を一層強化し、相談支援体制の整備、充実を図ります。

また、不登校児童・生徒の学校生活への復帰に向けて、スクールカウンセラーの配置や子どもの自主性を伸ばすための教室での取り組みを進め、児童・生徒の自立を支援していきます。

#### **⑤子どもの健全育成環境の整備**

子どもの健やかな成長を促進していけるよう、学校、家庭、地域社会が連携を図り、学校外の子どもの居場所づくりや放課後児童クラブの充実に努めます。

#### **⑥相談・支援体制の整備**

子育て世代包括支援センターや子ども家庭支援総合拠点といったサポートを通して、子どもや保護者への相談・支援体制の充実に努めます。

### 3 高齢者の人権

国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本町においても、少子・高齢化が加速し、令和4年9月15日現在、高齢化率が29.1%となっており、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。

平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人ひとりが高齢者について理解を深め、高齢者を敬い大切にする心を育てることが必要です。

さらに、高齢者に対する介護者からの肉体的・心理的虐待、年金や貯金の搾取などの経済的虐待、あるいは、高齢者に対する就業差別といった事案が大きな社会問題として表面化していることから、高齢者虐待の対応や認知症になっても本人や家族が安心して生活が続けられるような対策が必要です。

#### 【施策の方向】

#### ①福祉教育、啓発活動の推進

広く住民に、保健・医療・福祉が連携する地域包括ケアシステムの必要性と、高齢者や障がいのある人たちを地域全体で支える体制づくりの重要性を理解してもらえる啓発活動を進めます。学校においては児童生徒に対して、思いやりの心を育てたり、ボランティア活動を推進したりします。

福祉施設等に入所・通所している高齢者について、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指し、施設の職員をはじめとする福祉関係者への研修支援に努めます。

#### ②就労・生きがい対策の推進

高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援していきます。

世代を超えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。

#### ③地域生活支援体制の推進

高齢者個々に応じたサービスの提供や地域の支え合いによる見守りネットワークシステムの充実を図ります。さらに、成年後見制度の活用、高齢者虐待の予防・早期発見等の支援や情報提供を行い、高齢者の権利擁護を図ります。

#### **④認知症などの理解と介護等の施策の整備**

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取り組みを行います。

早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実を目指すとともに、本人・家族の支援に結びつくよう、医療と介護の連携を図ります。

## 4 障がいのある人の人権

国においては、平成23（2011）年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の成立、同年「障害者基本法」の改正、平成24（2012）年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の成立、さらに平成25（2013）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の成立を経て、平成26（2014）年に障害に基づくあらゆる差別を禁止した「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を締結し、平成28（2016）年に、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行、令和3（2021）年にその障害者差別解消法の一部が改正され、合理的配慮の提供を3年以内に施行することとなりました。

障がいのある人々への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することが重要です。

### 【施策の方向】

#### ①自立と社会参加の促進

障がいのある人が、一生涯の学びを通して自由で自発的な意思に基づき、積極的に社会参加し、自立した、豊かな地域生活が送れるよう生涯学習環境を整備します。

#### ②地域生活への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場、雇用の場、社会活動の場の確保に努めるとともに、保健、医療、福祉サービスの量的、質的な充実を進めます。

#### ③雇用、就労の促進

障がいのある人が、働くことを通して社会参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう障害者雇用率制度の啓発による雇用の場の拡大、関係機関との連携による就労機会の提供に努めます。

#### ④教育、育成の充実

障がいのある子どもたち個々に合わせ、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、社会の一員として可能な限り自主的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成するよう努めます。

#### ⑤保健、医療の充実

障がいのある子どもの早期療育など、それぞれの障害の状況やニーズに応じた保健、医療、医学的リハビリテーションなどのサービスを関係機関と連携し、適切に提供できる体制の整備に努めます。

#### **⑥相談支援体制の充実**

障がいのある人の日常生活を支援するため、基幹相談支援センターなど必要な情報の提供や助言、指導を実施する相談窓口の充実を図ります。

また、判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面や身体・精神面についての相談支援を充実させるため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及促進を図ります。



## 5 同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという重要な人権問題です。

昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、昭和57（1982）年「地域改善対策特別措置法」、昭和62（1987）年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、同和対策事業は、33年間にわたって実施されました。しかし、この事業も平成14（2002）年3月末に廃止され、一般対策へと移行されました。また、近年では、インターネット上での差別的な書き込みなど、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じています。こうした状況を踏まえ、部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

同和問題の解決に向かって主体的な取り組みをするため、住民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広めるための教育・啓発を推進していくことが求められます。

### 【施策の方向】

#### ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

すべての学校において、人権、同和教育を推進します。

地域における関係機関や団体と行政が相互に連携し、地域ぐるみで取り組む人権・同和教育、啓発活動により一人ひとりが尊重される社会の実現を目指します。

#### ②同和問題に対する住民意識の把握

同和問題に対する住民意識の把握に努めながら、さまざまな課題解決に向けた取り組みを進めます。

#### ③相談活動の充実と適切な対応

同和問題に関する住民からのさまざまな相談に適切に対応し、その解決を図るとともに、行政施策への反映を図ります。

また、就労、教育、保健福祉などすべての分野を包括した総合的な相談事業の推進について検討していきます。

## 6 外国人の人権

国においては、昭和54（1979）年に「国際人権規約」をはじめ、昭和56（1981）年には「難民の地位に関する条約」、平成7（1995）年には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」等に参加・批准し、外国人の人権が尊重される社会の実現に向けて、取り組みを進めています。また、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

外国籍の住民が地域の一員として活動できるよう、日頃から外国人住民との顔の見える関係を築き、地域への参加促進や外国語による情報提供などを行い、またボランティア団体と連携し、日常生活に必要な日本語講座の開設、国際交流会の開催をはじめ、関連施策の充実や人材の養成が必要となっています。

また、住民に対して、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができ、多文化共生社会や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発・教育を進める必要があります。

### 【施策の方向】

#### ①人権教育・啓発の推進

外国人に対する差別や偏見を解消するため、地域、学校、職場などあらゆるところで啓発を行います。

#### ②外国人が安心して暮らせる環境の整備

外国人が外国籍住民としての権利を保障する取り組みを関係機関と連携して推進し、また地域で生活する上での利便性を十分に考慮し、公共施設の案内板などの外国語表記や在住外国人への生活情報の提供を積極的に取り組みます。

## 7 感染症患者等の人権

国においては、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」の制定後、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行されました。また、平成9（1997）年に策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」においては、エイズ患者や HIV 感染者、ハンセン病患者、元患者についての差別や偏見の解消に向け、正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進することとしています。

しかし、感染症などの病気に関する正しい知識と理解が足りないことや、人権意識の育成が不十分であるために、患者・感染者等に対して、偏見に基づくさまざまな人権侵害が生じてきました。ハンセン病や HIV（エイズウイルス）をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

令和2（2020）年2月以降、日本国内で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する感染者や医療従事者、その家族などへの不当な差別や誹謗中傷といった問題が発生しています。また、新型コロナウイルスワクチンの接種・未接種についても同様の問題が起きました。これは、新型コロナウイルスに対する正しい知識や理解の不足、誤解や思い込みなどを背景として問題が拡大しました。「不安を差別につなげちゃいけない」をテーマに新型コロナウイルスへの理解を深めるため、正しい情報の発信が必要不可欠となっております。

### 【施策の方向】

#### ①感染症等に関する正しい知識の普及と啓発の推進

エイズ予防月間や世界エイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心に、広報や街頭啓発、講演会などあらゆる機会を活用した幅広い取り組みを行い、新型コロナウイルス感染症も含めて正しい知識の普及と啓発を進め、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めます。

#### ②患者の権利に関する啓発の推進

医療における自己決定権を患者が有しているということを踏まえ、医療・保健関係職員と患者や家族の話し合いが十分になされ、患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解した上で、信頼関係に基づき納得した医療が提供されるインフォームドコンセントやセカンドオピニオンについて、関係機関と連携を図りながら啓発を推進します。

## 8 性的少数者（LGBT等）の人権

性については多様なあり方があります。自分の性別に対する違和感がなく性的指向が異性に向かう人、性的指向が同性に向かう同性愛者（レズビアン、ゲイ）や男女両方に向かう両性愛者（バイセクシュアル）、生まれた時の法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人（トランスジェンダー）、こういった人々は少数者であるがゆえに異常者とみられ、偏見や差別を受けることがあります。そのため違和感を覚えたり悩みを抱えたりするとともに、社会生活を送る上で制約を受けるといった問題が生じています。

国においては、平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることになりました。

平成27（2015）年以降に同性カップルを婚姻と同等の関係であると認め、証明書を発行する「パートナーシップ制度」が施行され、全国的な広がりを見せています。

すべての人の性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### ①啓発の推進

性的少数者（LGBT等）を理由とする偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動に努めます。また、性的指向や性自認を区別しない「SOGI」という体と心の性が一致している人を含む、全ての人を対象とした考え方をする必要があるというこの言葉も広く用いられてきていることも合わせて啓発していきます。

#### ※『LGBTQ』や『LGBTQ+』について

最近ではLGBTだけでなく、新たに「Q」や「+」がついて表現されることが増えてきています。これは、より幅広いセクシャリティがあることを意味しています。

「Q」は「Questioning（クエスチョニング）」：性自認や性的指向が決まっていない状態の方、「Queer（クィア）」：もともと風変わりなという意味の言葉のそれぞれの頭文字です。

「+」は、さまざまなセクシャリティを意味しています。

#### ※『LGBT等』と『SOGI』の違い

SOGIとはLGBT等と混同され、性的マイノリティの人を指すものかと思われがちだが、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という言葉なので、体と心の性が一致しており異性が好きという人も含めてすべての人が持っているもので、LGBT等を包括した言葉である。

## 9 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障がいとなるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

### 【施策の方向】

#### ①啓発活動の推進

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、また、社会復帰に資するために関係機関、関係団体と連携・協力して、差別や偏見がないように啓発活動を推進します。

## 10 犯罪被害者とその家族の人権

国においては、平成17（2005）年に、「犯罪被害者基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

近年、犯罪被害者等の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があります。しかし、ひとたび被害に遭うと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権の尊重を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動を推進する必要があります。

### 【施策の方向】

#### ①被害者の心情に配慮した対応と支援活動の推進

「犯罪被害者基本法」をはじめとした関係法を適切に運用しながら、犯罪被害者の立場を理解した上で配慮をもって支援するための施策を推進します。

#### ②被害者への相談体制の充実及び被害者の安全確保の推進

犯罪被害者等の支援業務を行っている専門機関・関係機関等の存在の周知を図るとともに、それらの機関と連携し、相談体制及び被害者の安全確保の推進を図ります。

## 1 1 インターネットによる人権侵害

国においては、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）、平成17（2005）年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）、平成21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年ネット規制法）を施行、平成26（2014）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」を施行するなど、さまざまな対策を講じています。

急速に普及したインターネットや携帯電話は、利用者に大きな利便性をもたらし、今や日常生活に不可欠なものになっています。一方、掲示板や学校裏サイトなどの匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害し、差別を助長する表現や有害な情報の掲載も増えています。また、インターネットを通じて大量の個人情報が流出するなどの事件が頻発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。さらに、最近はより簡単にSNS（LINE や Twitter、Instagram）などで、誰もが発信者となることが可能となっています。

学校においては、児童生徒への情報モラルの学習を進めるとともに、保護者を対象とした携帯電話やインターネットに関する講習会などに取り組むなど、良識ある情報発信者としてのマナーやモラルを守るなどの啓発活動がますます重要となってきます。また、個人情報保護の体制強化とともに、インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることも必要となっています。

### 【施策の方向】

#### ①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進し、人権侵害の早期発見と速やかな削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。

#### ②人権侵害の相談への対応と個人の責任やモラルについての教育の充実

人権侵害の相談に応じることや、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める啓発活動を推進します。

学校では、インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し、活用できる能力の育成や向上に努めます。

## 1 2 災害時の人権

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波の被害、震災に起因した福島第一原子力発電所の事故もあり、現在も生まれ育った土地で暮らすことができない方が多数あります。その後も、平成28（2016）年の熊本・大分地震や平成30（2018）年の北海道胆振東部地震や大阪北部地震、また、福島県沖では東日本大震災以降にも度々大きな地震が発生しています。

その他にも、近年毎年のように発生しております台風や大雨による災害もあります。大雨による洪水や土砂災害に見舞われるなど、甚大な被害を及ぼしています。平成23（2011）年の台風12号（奈良県・和歌山県）、平成25（2013）年の台風26号（伊豆大島）、平成26（2014）年の大雨（広島県）、平成28（2016）年の台風（北海道）、平成29（2017）年の大雨（福岡県・大分県）、平成30（2018）年の西日本豪雨（広島県・岡山県・愛媛県）、令和元年（2019）年の九州北部豪雨（長崎県・佐賀県・福岡県）、令和元年（2019）年の台風15号（房総半島）、令和2年（2021）年の大雨など全国各地で発生しています。

こういった災害時には避難所での生活を余儀なくされますが、避難所での生活ではプライバシーの確保が困難であったり、障がい者・高齢者・女性や子どもなど、弱者と呼ばれる方への配慮が必要になるほか、長期化することによるストレスや嫌がらせ、性被害などの問題が生じることもあります。こうした避難されている被災者の方々の状況に応じ、必要な配慮ができるよう理解や関心を促進する取り組みを進め、人権に配慮された対応が求められます。

### 【施策の方向】

#### ①災害発生時の避難先での人権啓発の推進

避難所での生活の中で、特に配慮が必要な方の人権が守られるよう、理解と関心を高められるよう啓発を推進します。また、デマや風評被害に惑わされないための啓発も推進します。

#### ②避難者に配慮した避難所の開設

避難所の開設・運営にあたり、プライバシーや人権に配慮された形で避難所の提供ができるよう努めます。



### 1 3 さまざまな人権問題

職場での人権については、労働環境の改善に向けて各業種業態で様々な取り組みが実行されていますが、なかなか実現できていない現状があります。また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）により、性別による差別の禁止やハラスメント防止についての取り組みが進められており、ワーク・ライフ・バランスの確保に向け、個人・法人の理解を深めていく必要があります。

アイヌの人々の人権については、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

北朝鮮による拉致問題で国は、平成18（2006）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務としてこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、啓発に努めています。

ホームレスの人権については、様々な理由によってホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取、強制労働等を目的とした事案が発生しています。これは、日本国内でも被害に遭われている方があり、実際に報告として挙がっています。この問題について関心と理解を深めていく必要があります。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心をもち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していく必要があります。